

3 貸金業関係

3-2 業務関係

貸金業者に対する貸金業法第2章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。

3-2-1 1 日賦貸金業者の監督

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行(以下「完全施行」という。)前の出資法(以下「旧出資法」という。)に規定する日賦貸金業者(以下「日賦貸金業者」という。)であって引き続き日賦貸金業者として業を営む者の監督に当たっては、日賦貸金業者が他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して、旧出資法において上限金利の特例が認められていたという趣旨に鑑み、また、資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 旧出資法附則第8項において、日賦貸金業者には、旧出資法第5条第2項に規定する上限金利の特例が認められ、完全施行後、日賦貸金業者が、完全施行前にした利息の契約に基づいて、旧出資法に基づく上限金利の特例による金利(以下、特例金利という。)に基づき利息を受領又は要求する場合には、改正貸金業法附則第31条第2項において経過措置が設けられており、完全施行後に特例金利に基づき利息を要求又は受領しても刑事罰の対象とはならない。この場合、日賦貸金業者が、引き続き特例金利に基づく利息を受領又は要求するには、旧出資法附則第9項及び第10項に規定する業務の方法(以下「日賦の方法」という。)により貸金業を行うことが必要であること。
- (2) 旧出資法附則第9項第1号において、日賦貸金業者の貸付けの相手方が主として営む業種は、物品販売業、物品製造業、サービス業に限られているが、業種の判断については、原則として、日本標準産業分類表を参考とすること。
例えば、日賦貸金業者が、建設業者、不動産業者、サラリーマン、主婦等に貸し付けることは、出資法違反となること。
- (3) 日賦貸金業者の貸付けの相手方が常時使用する従業員の数は5人以下とされているが、常時使用する従業員数の算定に当たっては、正社員に限らず、臨時雇用であっても、数ヶ月程度の期間にわたり雇用されている場合などにおいては、実態に即して常時使用する従業員に含むものであること。
- (4) 旧出資法附則第9項第2号において、返済期間は100日以上と定められているが、当初の契約における返済期間が100日以上であったとしても、日賦貸金業者側が貸付けの相手方に債務の借換えをさせたり、正当な理由なく期限の利益を喪失させるなどして繰上弁済をさせるなどにより、事後的に返済期間が100日未満となっている場合には、出資法違反となる場合があること。

(5) 旧出資法附則第9項第3号において、日賦貸金業者は返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において自ら集金するよう定められているが、取立て日数の割合の算定に当たっては、貸付けの相手方が貸金業者の営業所に自ら返済金を持参し、それを受領したとしても取立て日数には算入されず、実際に相手方に訪問した日数のみを算入するものであること。

なお、日賦貸金業者が集金のため相手方に訪問したものの集金できなかった場合には、帳簿等に訪問日時が記載されているなど、集金のために訪問したことが客観的に明らかになっている場合に限り、取立て日数に算入するものであること。

また、土・日・祝祭日など日賦貸金業者又は債務者の休日であっても、相手方に集金のため訪問しなかった場合には取立て日数の割合の算定には考慮されないこと。

(6) 数日分の返済金をまとめて前受けした場合、受領した金銭のうち1日当たり0.15%の割合により算出された旧出資法上の上限利息を超えた部分を元本に充当せず、利息として受領した場合には、受領時点において出資法違反（高金利）となること。

(7) いわゆる日賦償還表を法第18条の受取証書としている場合（法第18条第1項各号に掲げる事項がもれなく記載されており、かつ、貸付けの相手方が当該償還表を保有している場合に限る。）においては、返済金を前受けした場合や遅延損害金等を受領した場合など当初の日賦償還表の償還スケジュールに変更があった場合には、当該日以降の償還表の記載事項の変更を行うか、又は、当該日以降返済を受けた都度、法第18条の受取証書を交付する必要があること。

また、貸付けの相手方から、返済の都度、個別に受取証書を交付するよう請求があった場合には、個別に受取証書を交付しなければならないこと。

(8) 日賦貸金業者が、完全施行後、新たな貸付けを行う場合、日賦の方法であっても、当該貸付けに係る利息は貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「貸金業法」という。）第12条の8が適用されること。

(9) 日賦貸金業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そのため、日賦貸金業者は、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」のあり方を考え、これを実現するために自らの規模・特性等を踏まえ、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行する必要があること（顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条））。

監督当局は、検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握した日賦貸金業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて貸金業法第24条の6の10の規定に基づく報告を求めることを通じて、日賦貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、その業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、貸金業法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質

な法令等違反行為が認められる等の場合には、貸金業法第 24 条の 6 の 4 の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- (10) 日賦貸金業者による当局への申請・届出等及び当局から日賦貸金業者に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。

金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、日賦貸金業者から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。

更に、民間事業者間における手続きについても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、貸付けの相手方の営業所又は住所において日賦貸金業者自ら集金する場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。

(注)

1. 日賦貸金業者が完全施行後廃業し、新たな貸付けを行わず債権の回収のみを行う場合であっても、引き続き特例金利に基づく利息を受領又は要求する場合には、日賦の方法によらなければならないが、上記(1)から(7)に留意する必要がある。
2. 貸金業法第 8 条に基づく登録変更の届出により、日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、この場合、完全施行前にした利

息の契約に基づいて、特例金利に基づき利息の受領又は要求することは、出資法違反（高金利）となる。

(参考)旧出資法附則(抜粋)

(日賦貸金業者についての特例)

- 8 日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領若しくはその支払の要求についての改正後の法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「29.2 パーセント」とあるのは「54.75 パーセント」と、「29.28 パーセント」とあるのは「54.9 パーセント」と、「0.08 パーセント」とあるのは「0.15 パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

- 9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。
 - 一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で内閣府令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。
 - 二 返済期間が百日以上であること。
 - 三 返済金を返済期間の百分の五十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

- 10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。